窓口応対に関する市民アンケートにご協力を

１０月７日まで、市役所や各市民センターなどへお越しの皆さんを対象に、窓口での職員の応対などについて、アンケート調査を行います。

このアンケートは、市民の皆さんが、窓口業務などについて、どのように感じられているのかを伺うことにより、今後の窓口サービスの向上を図るために行うものです。期間中は、職員がアンケート用紙を配布するほか、市ホームページからも回答することができますので、ぜひご協力ください。

なお、アンケート結果は、集計後、広報おうめおよび市ホームページに掲載する予定です。

問い合わせ　市民課

お気軽にご参加ください 市民と市長との懇談会

市では、透明で公正な行政の確立に向け、広聴の充実を図っています。

今年度の「市民と市長との懇談会」は、成木、東青梅、青梅、河辺、沢井、今井の各市民センターで開催し、地域の課題について広く市民の皆さんと意見交換をさせていただきたいと思います。

また、お住まいの地区以外の会場でも参加できますので、ご都合に合わせてご近所お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

日程・時間・会場　下表のとおり

出席者　市長、副市長、教育長　ほか

問い合わせ　企画政策課企画政策担当

日　程	時　間	会　場
１０月２５日(木)	午後７時～９時	成木市民センター
１０月３０日(火)		東青梅市民センター
１１月　５日(月)		青梅市民センター
１１月　７日(水)		河辺市民センター
１１月　８日(木)		沢井市民センター
１１月１４日(水)		今井市民センター

昨年度の実施状況

６会場で開催し、１８０人の市民の皆さんと市政について懇談をさせていただきました。詳細は市ホームページをご覧ください。

市役所に手話通訳者を配置しています

手話通訳を必要とする方の各種申請や手続きなどの補助を行う手話通訳者を配置していますので、ぜひご利用ください。

日時
▽火曜日の午前９時～正午
▽水曜日の午後１時～４時
※祝日、年末年始を除く

対象　手話通訳を必要とする方

利用方法　各種申請や手続きなどを行う窓口で申し出てください。

注意事項
▽手話通訳者が各種申請や手続きを代行することはできません。
▽手話通訳者がほかの方の通訳中はお待ちいただく場合があります。

問い合わせ　障がい者福祉課

赤い羽根共同募金にご協力ください

今年も10月1日から第72回赤い羽根共同募金運動が始まります。

皆さんの「たすけあい精神」に支えられる共同募金運動にご協力をお願いします。

問い合わせ　福祉総務課庶務係

平成30年度青梅市戦没者追悼式

先の大戦のほか幾多の戦禍により犠牲となられた戦没者を追悼し、恒久平和の誓いを新たにするため、戦没者追悼式を行います。ご遺族をはじめ市民の皆さんのご参列をお待ちしています。

日時　10月19日（金）午後2時から（1時30分受付開始）

会場　市役所2階

その他　趣旨をご理解のうえ、参列を希望する方は、平服でお越しください。

直接会場へ

問い合わせ　福祉総務課庶務係

避難行動要支援者名簿

市では災害対策基本法に基づき、災害発生時に自ら避難することが困難で、避難するために支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

名簿の作成にあたり、次の方を対象に「避難行動要支援者届出書兼名簿情報提供同意確認書」を送付していますので、必要事項を記入し、返信してください。

対象
▽介護保険制度による要介護状態区分が要介護３～５の方
▽身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１・２級の方
▽東京都愛の手帳の交付を受け、障害の程度が１・２度の方
▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が１・２級の方
▽75歳以上の高齢者のみの世帯の方

なお、名簿作成にあたっての情報提供に同意した場合でも、地域の人が必ず助けてくれるわけではありません。

対象となる皆さんも自ら身を守るという意識を持ち、できる範囲で防災対策に取り組みましょう。

また、この支援制度は、地域の助け合いによって成り立っています。日頃から地域の皆さんと気軽に会話ができる関係づくりを心がけましょう。

問い合わせ　防災課危機管理係

政治家の寄附は禁止

～贈らない！求めない！受け取らない！～

秋は運動会や祭りなど行事が多くなる季節ですが、政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、地域の行事やスポーツ大会などを行う際、有権者が政治家や候補者に寄附（きふ）や差し入れを求めることも禁止されています。

問い合わせ　市選挙管理委員会

良好な景観形成の推進にご協力を

市では、「美しい風景都市・青梅」を目指し、優れた景観を持つまちづくりを進めるため、青梅市の美しい風景を育む条例に基づき、建築行為等について届け出を義務付けています。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している「青梅駅周辺景観形成地区」および「多摩川沿い景観形成地区」と、その他の「一般地区」では届け出対象が異なります。

○景観形成地区

景観形成地区では、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について届け出が必要です。

各区域の詳細は市ホームページをご覧ください。

▽青梅駅周辺景観形成地区
…西分町～森下町の青梅街道沿いを中心とした区域

▽多摩川沿い景観形成地区
…御岳～友田町の多摩川沿いの区域

○一般地区

景観形成地区を除く、市内のすべての地区です。

一定規模以上の建築物の建築、工作物の設置等について届け出が必要です。

問い合わせ　都市計画課開発指導係

新築・増築の調査に伺います

☆新築・増築した場合

平成31年度の固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の内外部・設備等を調査します。

30年中に新築・増築したすべての家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）が対象となります。小規模な増築等で建築確認を申請していない場合はご連絡ください。建築確認を申請している場合は後日、市から調査のお願いをしますので、ご連絡の必要はありません。

☆家屋を取り壊した場合

家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等）をご連絡ください。

固定資産税等の税額に、影響する場合がありますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ　資産税課家屋係

傍聴にお出かけください

	青梅市行財政改革推進委員会	子ども・子育て会議	青梅市総合教育会議
日時	１０月４日（木）午後２時から	１０月１５日（月）午後２時から	１０月１６日（火）午後１時３０分から
会場	市役所議会棟３階第３委員会室	市役所３階教育委員会会議室	市役所３階教育委員会会議室
内容	青梅市行財政改革推進プランの取組状況等の検証について	青梅市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の回答について（予定）※託児あり。希望する場合は９日までに申し込み	教育施策について　ほか
定員	先着１０人	１０人（抽選）	１０人（抽選）
傍聴受付	当日の午後１時５５分までに会場入り口で	当日の午後１時３０分～４５分に会場入り口で	当日の午後１時００分～１５分に会場入り口で
問い合わせ	財政課	子育て推進課子育て推進係	企画政策課